

第5節 障害のある子どもたちが自立し社会参加する

ノーマライゼーションの理念が社会に浸透する中、障害のある子どもたちが、その能力を最大限に発揮し主体的に生きる力を身に付けることが必要となっています。

このため、適正な就学指導の推進と就学機会の拡充を図るとともに、障害の重度・重複化、多様化や社会の変化等を踏まえ、一人ひとりの障害の種類・程度等に配慮したきめ細かな教育の充実を図り、保健・医療・福祉・労働等との連携を推進して子どもたちの自立、社会参加を支援します。また、障害のある子どもたちとない子どもたちの、より一層の相互理解を促進するため、学校や地域において共に学ぶ機会の拡充に努め、地域に根ざし地域の中で共に学ぶ教育を推進します。

(5) 障害のある子どもたちが自立し社会参加する

- ① 適正就学の推進と教育機会の拡充
- ② 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実
- ③ 地域に開かれた教育の推進
- ④ 教育と保健・医療・福祉・労働等との連携の一層の充実

項 目	具体的施策の方向
① 適正就学の推進と教育機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学指導の充実 市町村教育委員会が行う就学指導の一層の充実が図れるよう、専門家を派遣したり研修会を開催するなど、その支援に努めます。 ▶ 病気療養中の児童生徒の教育機会の拡充 病気療養児に対する教育機会を確保するため、病状や病院の実態に応じた適切な形態による教育機会の提供・拡充に努めます。 ▶ 視覚・聴覚障害児等の早期教育の充実 視覚・聴覚障害児等及びその保護者等に対する早期からの相談と支援を行うため、巡回指導体制等の整備充実を図ります。 ▶ 特殊学級や通級指導教室の充実 個々の障害の状態に応じた適切な教育を推進するため、特殊学級や通級指導教室の教育内容・方法の充実を図るとともに、学校全体で支援する体制を作る等、きめ細かな教育が展開できる環境の整備・充実に努めます。
② 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた個別の指導計画の作成等により、個々のニーズに応じたきめ細かな教育内容と方法の充実を図ります。
③ 地域に開かれた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の特殊教育に関するセンター的機能の充実 盲・聾・養護学校の教職員の有する専門性や障害に応じた施設・設備を生かして、地域の保育所・幼稚園、小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童生徒やその保護者及び指導に当たる教員等への支援を行います。 ▶ 学校と地域との交流の充実 障害のある児童生徒とない児童生徒の相互理解を促進するとともに、地域の人々との触れ合いや自然体験・社会体験ができる機会の拡充に努めます。